

武蔵村山市まちづくり条例（原案）に対する意見公募要項

1 意見公募の対象案件名

武蔵村山市まちづくり条例（原案）

2 意見公募の目的

武蔵村山市の特性を生かした快適なまちづくりを協働して行うことにより、住みがいのある魅力的なまちづくりを推進するため、まちづくりの基本理念、市、市民等及び事業者の責務、まちづくりにおける市民参加の仕組み、開発事業の手続及び基準などを定める武蔵村山市まちづくり条例を制定するに当たり、市民の意見等を考慮する必要があることから、その原案に対して広く意見等を求めるものです。

3 意見公募の対象者

意見等を提出することができる方は、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内の土地を所有する方
- (4) 市内の土地について借地権（建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する方
- (5) 市内に所在する建築物を所有する方
- (6) 市内に通勤し、又は通学する方

4 対象案件の確認の方法

武蔵村山市まちづくり条例原案の全文を市のホームページに掲載するとともに、次に掲げる施設において配付いたします。なお、これによる確認が困難な場合は、市役所都市計画課（電話565-1111 内線274）への申出に基づき、市から個別に送付をいたします。

- (1) 市役所本庁舎（都市計画課窓口及び市政情報コーナー）
- (2) 緑が丘出張所
- (3) 各図書館
- (4) 情報館

5 意見等の提出の方法

意見等は、次に掲げるところにより、市役所都市計画課まで提出してください。

- (1) 提出の手段 次のいずれかの方法とし、電話その他口頭による意見等は受け付けません。
 - ア 持参

イ 郵便又は信書便

ウ ファクシミリ

エ 電子メール（件名を「まちづくり条例原案に対する意見等の送付」とするとともに、添付ファイルの形式をテキストファイル又はマイクロソフト社ワードファイルとした容量5メガバイト未満のものに限ります。）

(2) 意見等のほか記載する内容 次に掲げる事項とし、当該事項については、意見公募の対象者の要件の確認及び提出された意見等の内容に不明な点があった場合等の連絡のみに利用するものとします。

ア 氏名

イ 住所

ウ 連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

エ 事務所又は事業所の名称及び所在地（市内に事務所又は事業所を有するとして意見等を提出する方に限る。）

オ 土地の所在地及び権利の別（市内の土地を所有するとして、又は市内の土地について借地権を有するとして意見等を提出する方に限る。）

カ 建築物の所在地（市内に所在する建築物を所有するとして意見等を提出する方に限る。）

キ 通勤先又は通学先の名称及び所在地（市内に通勤し、又は通学するとして意見等を提出する方に限る。）

(3) 宛先 次のとおりとします。

武蔵村山市役所都市計画課 宛て

〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1

FAX 番号 (042)566-4493

電子メールアドレス machidukuri@city.musashimurayama.tokyo.jp

6 意見等の受付期間

意見等は、平成23年5月1日から同年5月16日までに市役所都市計画課に到達したものに限り受け付けます。

7 提出された意見等への対応

提出された意見等は、武蔵村山市まちづくり条例の制定に向けた手続に当たり十分に考慮いたします。なお、意見等に対する提出者への個別の回答は行いません。

8 意見公募の結果の公表

武蔵村山市まちづくり条例の制定に至った際は、提出された意見等（特定の個人を識別できる情報その他の武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条に規定する非開示情報に該当する部分を除く。）及び当該意見を考慮した結果を公表します。